

上砂川町民間賃貸住宅建設費補助制度要綱

(目的)

第1条 町内企業若しくは町内に居住を希望する者に対する単身者向け賃貸住宅が不足しており、また、民間賃貸住宅が皆無であるため、建設費の一部を補助することにより、民間賃貸住宅の建設促進を図るとともに、低家賃住宅の提供による移住定住対策に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)民間賃貸住宅 上砂川町において居住の用に供するため建設された建物で、所有者と居住者との間で賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅をいう
- (2)新築 区画整備された土地又は現に建築されている建物を撤去した土地、町有地に住宅を建築することをいう
- (3)資格登録業者 北海道内に本店又は受任者たる営業所を有する者で、要領に定める資格登録を行っている者をいう
- (5)町内建設業者 町内建設業者による施工並びに建設に携わることという

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は(以下「補助対象者」という。)は、資格登録業者である者とする。

(建設補助要件)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が新築する民間賃貸住宅とする。ただし、次の各号のいずれの要件にも該当するものに限る。

- (1)建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の関係法令(以下「建築基準法」という。)の基準に適合しているもの
- (2)北海道に適した仕様で、防音対策を講じているもの
- (3)組立式仮設住宅でないもの
- (4)1戸当たりの住居専有面積(延床面積/戸数)が33平方メートル(10坪程度)以上であるもの
- (5)1棟当たり4戸以上の住宅で、1DK 以上のもの
- (6)各戸に玄関、水洗便所、浴室、台所、洗面所、洗濯機置き場及び給湯設備が設置されているもの
- (7)各戸の専用駐車敷地及びトランクルームもしくは物置が設置されているもの
- (8)資格登録業者が施工するもの
- (9)20年以上賃貸住宅として管理するもの

(補助対象経費)

第5条 前条の補助における補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、建築工事費、外構工事費、設備工事費とする。

(補助金額)

第6条 町は、補助対象要件に適合する住宅建設を実施する補助対象者に対し、次の各号に定める基準に基づき、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- (1)補助金の率及び限度額は、1戸当たり補助対象経費の30%以内、上限200万円とする
- (2)町内建設業者により建設した場合、若しくは、施工にあたり町内業者が2社以上建設に関わった場合は、第1号に掲げる補助金の率及び限度額をそれぞれ40%以内、300万円とする
- (3)この制度は、平成29年度と30年度の時限措置とし、最大20戸、6,000万円を補助金総額の上限とする

(補助金の申請)

第7条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、要領で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(補助金の決定)

第8条 町長は前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、その決定内容について申請者に通知するものとする。

(町有地の貸与等)

第9条 前条により交付決定を認め、町有地に建設する場合、町有地を無償貸与し、その期間を交付決定日から20年間とする。

2 上砂川町企業振興促進条例に準拠し、固定資産税の減免を行うものとする。

(内容の変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、その内容等を変更しようとするときは、要領で定めるところにより、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、要領で定めるところにより、町長に報告しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条による実績報告があったときは、速やかに実施検査を行い、検査合格後40日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第13条 町長は、補助を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1)補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (2)偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき
- (3)民間賃貸住宅を譲渡又は廃止若しくは他の用途に変更したとき
- (4)その他目的を達成できないと認めるとき

(報告等)

第14条 町長は、この要綱に定める補助金の交付を受けようとする者又は補助金の決定を受けた者について報告を求め、必要な調査を行うことができる。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。